

(介護予防) 短期入所療養介護
利用料金のご案内

令和5年3月1日

<サービス費>

(1日あたりの単位数)

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室【基本型】		621	782	833	879	943	997	1,049
加 算	夜勤職員配置加算	24						
	サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6						
	介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	25	32	34	35	38	40	42
		基本料金と上記の加算合計の3.9%となります。(小数点は以下は四捨五入)						
	介護職員等ベースアップ等 支援加算	5	6	7	7	8	8	9
基本料金と上記の加算合計の0.8%となります。(小数点は以下は四捨五入)								
1日あたりの合計		681	850	904	951	1,019	1,075	1,130

<居住費・食費>

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	820 円/日
	第2段階	820 円/日
	第3段階①	1310 円/日
	第3段階②	1310 円/日
	第4段階	2100 円/日
食 費	第1段階	300 円/日
	第2段階	600 円/日
	第3段階①	1000 円/日
	第3段階②	1300 円/日
	第4段階	1440 円/日

1日あたりの利用料金目安

(単位：円)

1割負担		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	1,838	2,016	2,073	2,123	2,194	2,253	2,311
	第2段階	2,138	2,316	2,373	2,423	2,494	2,553	2,611
	第3段階①	3,028	3,206	3,263	3,313	3,384	3,443	3,501
	第3段階②	3,328	3,506	3,563	3,613	3,684	3,743	3,801
	第4段階	4,258	4,436	4,493	4,543	4,614	4,673	4,731

2割負担		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	4,976	5,332	5,446	5,545	5,688	5,806	5,922

3割負担		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	5,694	6,228	6,399	6,547	6,762	6,939	7,113

※ 神戸市は4級地で1単位あたり10.54円になりますので、上記合計×10.54が保険請求額となり、うち負担割合証の割合分が利用者負担額となります。

※ 上記料金については法定代理受領サービスである時は、介護保険法及び関係法令に規定する利用者負担となります。

※ その他の各種加算は含まれていません。詳細については、支援相談課にお尋ね下さい。

※ 第1段階から第4段階は、所得階層を表します。階層については、市役所への申請が必要です。

特定介護老人保健施設短期入所療養介護サービス費

(単位：円※介護保険負担割合1割の場合)

3時間以上4時間未満	686/回	日帰りのみの指定短期入所療養を行った場合 (日帰りショート)
4時間以上6時間未満	957/回	
6時間以上8時間未満	1,338/回	

※各種加算料金

(単位：円※介護保険負担割合1割の場合)

加算名	金額	加算要件など
夜勤職員配置加算	26/日	入所者等の数が20又はその端数を増すごとに、夜勤を行う看護職員又は介護職員を1名以上配置した場合
療養食加算	9/食	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、入所者の年齢や心身の状況によって適切な内容の食事が提供された場合(1日に3回まで)
個別リハビリテーション実施加算	253/日	医師や看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が共同して、利用者毎に個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づいて医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合
若年性認知症入所者 受入加算	127/日	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定(※1との併用不可)
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 (※1)	211/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると医師が判断し、サービス提供した場合(入所日から起算し7日が限度)
緊急短期入所 受入対応加算	95/日	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所を行った場合に、入所日から7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として算定(※1との併用不可)
重度療養管理加算	127/日	要介護4又は5で、厚生労働大臣の定める状態(喀痰吸引、ストマ、褥瘡、胃瘻、気管切開等)の方に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合
緊急時治療管理 (※2)	546/日	入所者の病状が重篤となり緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
総合医学管理加算	290/日	治療管理を目的とし、厚生労働大臣が定める基準に従って、居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合、7日間を限度として算定(※2との併用不可)
送迎加算	194/片道	必要に応じて、利用者様や家族様の居宅への送迎を行った場合に算定
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	7/日	厚生労働大臣が定める職員の資格要件、もしくは人員要件を満たした場合
介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	3.9%/月	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に加算率を乗じて算定
介護職員等ベースアップ等 支援加算	0.8%/月	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に加算率を乗じて算定

※ 上記料金については法定代理受領サービスである時は、介護保険法及び関係法令に規定する利用料負担とする。

※ その他の各種加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の料金

特別食代	実費	ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合
理美容代	実費	専門の理美容サービスを利用した場合
日用品リース	3,000円	
その他の実費		個人購入の新聞、雑誌等・リクリエーション等で発生する利用料、その他日常生活品
印刷代	10円	ご契約者のご希望によるサービス実施記録の複写代